

虐待を受けた子どもの父母からの分離・代替的養育における子どもの意見表明権の確保・支援―諸外国の例

以下は、当職からの照会に応じて協力してくれた、子どもの権利委員会委員から提供された、委員の出身国における子どもの意見表明権の確保・支援に関する例である。

	虐待を受けた子どもを親から分離し、代替的養育の措置を決定する行政的・司法的手続において、子どもの意見を聴くことは義務付けられているか	その手続において、子どもの意見を聴くのは誰か	親からの分離を含む保護措置が取られなかった場合に、子どもは苦情・不服申立ができるか。子どもに対する家庭内での虐待の現実の危険がある場合、子どもを親から分離しないという決定に対し、第三者は不服申立てができるか	子ども養護施設や里親家庭における処遇について、代替的養育を受けている子どもが不服を申し立てる制度はあるか	保護措置のための意思決定手続や、代替的養育に関するあらゆる事項について、子どもの意見表明を支援する制度はあるか
アイスランド	子どもに影響するすべての手続において、子どもの意見を聴くことは義務的である。子どもの親からの分離や、里親養育または、短期または長期にかかわらず、居住型施設における代替的養育に付するといった重要な決定がなされる場合は、特に子どもの意見を聴かなければならない。このことは、家族再統合が可能かどうかに関する定期的審査にもあてはまる。子どもの意見を聴くことが義務的であることは、法律では明記されていないが、子ども保護法の解釈として確立してい	原則として、子どもは、ケースワークについて責任を有する地方の子ども保護サービスのソーシャル・ワーカーである。子どもおよびまたは親の同意なしに行なわれる親からの分離の措置は、地方子ども保護委員会（この種の事案において意思決定責任を有する行政機関）による決定によらなければならない。この場合、子ども（および親）は、決定がなされる前に、委員会によって聴聞される権利を有する。子どもが委員会の決定について不服がある場合、子どもが15歳以上で	子どもは、ソーシャル・サービス上訴委員会（行政機関）に対し、そうした決定についての不服申立をする権利がある。同委員会の決定に対して、さらに、裁判所に不服を申し立てることができる。第三者は、子どもを親から分離しないという決定に対して不服申立をすることはできない。しかしながら、手続的な問題については、祖父母等の重要な第三者が、政府の子ども保護機関に対し不服を申し立てることができる。	代替的養育を受けている子どもは、家庭外で養育を受けている子どもについて責任を有する地方の子ども保護委員会、および、居住型代替的養育に関する監視の役割を有し、里親の資格認定を行う国の機関である政府の子ども保護機関に対し、不服申立てを行うことができる。さらに、子どもおよび社会問題省に対して不服申立てを行うこともできる。特定の場合、たとえば、不適切な処遇について他	子ども保護法の下で、子どもは、アドボケイト、または、スポークス・パーソンという、行政手続において子どもが意見を表明するのを支援する役割を有する者を任命することができる（年長の兄弟姉妹や学校の先生など）。裁判手続では、子どもは法的代理人を任命する権利を有する。

	る。	あれば、子どもは弁護士を選任する権利があり、委員会の決定について、裁判所に不服を申し立てることができる。そして、子どもは、裁判官が決定を下す前に裁判所の手続において聴聞される権利がある。		のすべての不服申立手続を尽くした場合などは、議会の人権コミッショナーに対して不服を申し立てることもできる。	
ブルガリア	子ども保護法（2000年）において、親からの分離を含む、子どもに影響するすべての司法的・行政的手続において、10歳以上のすべての子どもと、10歳未満の場合は、子どもの発達の度合いにより、子どもの意見を聴かなければならないことが、一般的義務が定められている。	司法手続の場合は、裁判所であり、行政手続の場合は、子ども保護の専門機関（Director of the Social Assistance Directorate）	親からの分離の決定は、行政機関（Director of the Social Assistance Directorate）によってなされるが、そのような行政機関の決定は、1ヶ月以内に裁判所に提出されなければならない。親から分離しないという裁判所の決定は、行政裁判所に対し上訴することができる。原則として、子どもはそのような不服申立てをすることができるが、手続を開始するには、親・後見人の同意が必要である。親からの不分離に対して上訴できるのは、検察官だけである。	子どもに対するソーシャルサービスの基準に関する規則（2003）によって、サービスの提供者は、子どものために不服申立手続を設けることが義務付けられている。手続きは、不服の登録・調査、調査にかかる期間、子どもが選任した大人に相談する機会を含めるべきである。サービス提供者は、子どもが申立てた不服を期間内に調査しなければならない。申立られたすべての不服は、Social Assistance Directorate または、Agency for Child Protection to the Council of ministers による観察のために、適切に登録・保存されなければならない。子どもは、施設・里親	子ども保護法は、裁判所または行政機関による子どもの意見聴取について、詳細に規定している。子どもの意見聴取は、Social Assistance Directorate からのソーシャルワーカーが同席し、また、必要な場合は、別の適切な専門家が同席して適切な環境で行う。

				ケアユニットのサービスの長に対し、また、国のチャイルドヘルプラインに対し、また、国のオンブズマンに対し、権利侵害その他の違反の処遇について、不服を申し立てることができる。	
バーレーン	子ども法は、虐待を受けた子どもの意見聴取は、子ども保護センターで行わなければならないと既定する。	子どもおよび家族の社会調査は、ソーシャルワーカー、子どもの心理的評価は心理士が、子ども保護センターで行う。これらとは別に、子ども保護センターに派遣されている女性警察官が子どもの聴取を行う。	子ども保護センターが、子どもの最善の利益に基づいて検察官に対し勧告を行う権限を有し、裁判所の決定に対し子どものために不服を申し立てることができるのは、検察官の権限である。	代替的養育を受けている子どもは、暴力・虐待を受けた場合、ヘルプ・サポートラインに電話をして、直接、子ども保護センターに不服を申し立てることができる。または、当該子どものケースを担当している専門家が、里親家庭を訪問して子どもと面会しているときに、不服を追う仕立てることもできる。また、代替的養育ホームには、不服申立箱が置かれており、子どもは、そこに不服を入れることもできる。	特にない。
スイス	民法の規定に基づき、子どもは、子ども保護機関または、子どもの養育を委託された第三者によって、適切な方法で意見を聴かれなければならない。子どもの代替的養育の決定を行う行政	APEA。ただし、民法は、APEA が、子どもの意見聴取を、子ども精神サービス等に委託することを認める。	すべての APEA の決定に対し、子どもに識別能力があれば子ども自身、子ども代理人、子どもの親族も不服申立てができる。	スイスには、不服申立てを受けることができる子どもオンブズマンはいない。代替的養育に関する包括的な不服申立制度はない。しかし、各カントンは、代	特にない。

	<p>機関である APEA は、信頼できる者（通常は、子ども保護サービスのソーシャルワーカー）を子どもに選任しなければならない。実際には、通常、6歳くらいから、意見を聴かれるが、事案によってより年齢の低い子どもの意見が聴かれることもある。民法は、APEA が、代替的養育の手続において、子ども代理人を命ずることができることと定める。</p>			<p>替的養育施設および里親家庭の監督権限を有する。</p>	
南アフリカ	<p>親からの分離は、緊急の場合以外は、ソーシャルワーカーは、分離の前に子ども裁判所から命令を得なければならない。緊急の場合はソーシャルワーカーまたは警察は、親からの分離の権限を有する。裁判所の命令によるかいなかにかかわらず、親からの分離の決定はすべて、子ども裁判所による審査に付される。この段階で、子どもの意見は考慮されなければならない。子ども法に明文で規定されている。</p>	裁判官	<p>分離の決定はすべて、自動的に、子ども裁判所によって審査される。子ども裁判所の決定に対して、上訴が可能である。 （分離しないという決定に対する不服申立の可否については、回答なし）</p>	<p>居住型施設で養育を受けている子どもについては、不服申立制度があるが、里親養育についてはない。</p>	特になし？